

## 令和6年能登半島地震の被災者に対する水道料金の減免について

このたびの能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

米子市上下水道局は、次のとおり、被災者の方が入居又は同居された世帯の水道料金を減免します。

### 1 減免対象者

令和6年能登半島地震の被災者の方で、公営及び民間住宅に入居された被災者の世帯並びに被災者が同居された親類・縁故者等の世帯

### 2 減免対象期間

入居又は同居を開始された日から令和7年3月31日まで

### 3 減免額

使用水量に入居者全員を分母として被災者人数を乗じた水道料金

### 4 減免申請について

※各自治体で、転入時に、「被災者認定」を受けていただく必要があります。

なお、米子市、境港市及び日吉津村に避難された方で、申請等でご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

営業課 業務管理担当

TEL. 0859-32-9915

FAX. 0859-35-6866

E-mail : [suido-gyoumu@city.yonago.lg.jp](mailto:suido-gyoumu@city.yonago.lg.jp)